旧核融合エネルギーフォーラムの規約 核融合フォーラムに係わる規約

2002年5月1日

(設置)

● 核融合フォーラム設立趣意書に基づき、核融合フォーラムを設置する。

(構成及び組織)

- フォーラムは会員の自主的参加により構成される。
- フォーラムに運営会議、調整委員会、及び専門クラスター等を置く。
- フォーラムに顧問を置く。

(運営会議)

- 運営会議はフォーラム活動を統括する。
- 運営会議に議長を置く。
- 議長はフォーラムを代表し、会務を整理する。

(顧問)

● 顧問は運営会議に対して助言を行う。

(調整委員会)

- 調整委員会は運営会議に対してフォーラムの活動推進に係わる企画等を提言する。
- 調整委員会は運営会議より付託される課題を対処する。
- 調整委員会は会員からの企画提案等を受付け、調整を行った上で運営会議に提案を行う。

(専門クラスター)

- 会員の提案等に基づき複数の専門クラスターを設置する。
- 専門クラスターにコーディネーターを設ける。

(会員)

● 入会は、フォーラムの「設立趣意」に賛同の下、別に定める入会手続きを経て、運営会議の承認を得るものとする。

(事務局)

- フォーラムに事務局を置く。
- 事務局はフォーラムの庶務を行う。
- 事務局は暫定的に日本原子力研究所那珂研究所に置く。

(活動に係わる経費)

● 運営会議が認めたフォーラムの活動参加に係わる経費を支出することができる。(当面は事務局を務める日本原子力研究所那珂研究所に措置された予算「核融合フォーラム開催 費」から支出する)